

排出量取引に関する 法的な注意事項

2014年11月19日

弁護士 高宮 雄介

森・濱田松本法律事務所

MORI HAMADA & MATSUMOTO



第1章

排出量取引の概要

～概要・取引の流れ・管理口座

排出量取引の概要

◆ 典型的な取引

- 総量削減義務を履行できない可能性がある削減義務者が、他の事業者から、他の事業者が実施した削減対策による削減量を取得

◆ 取引形態・流れ

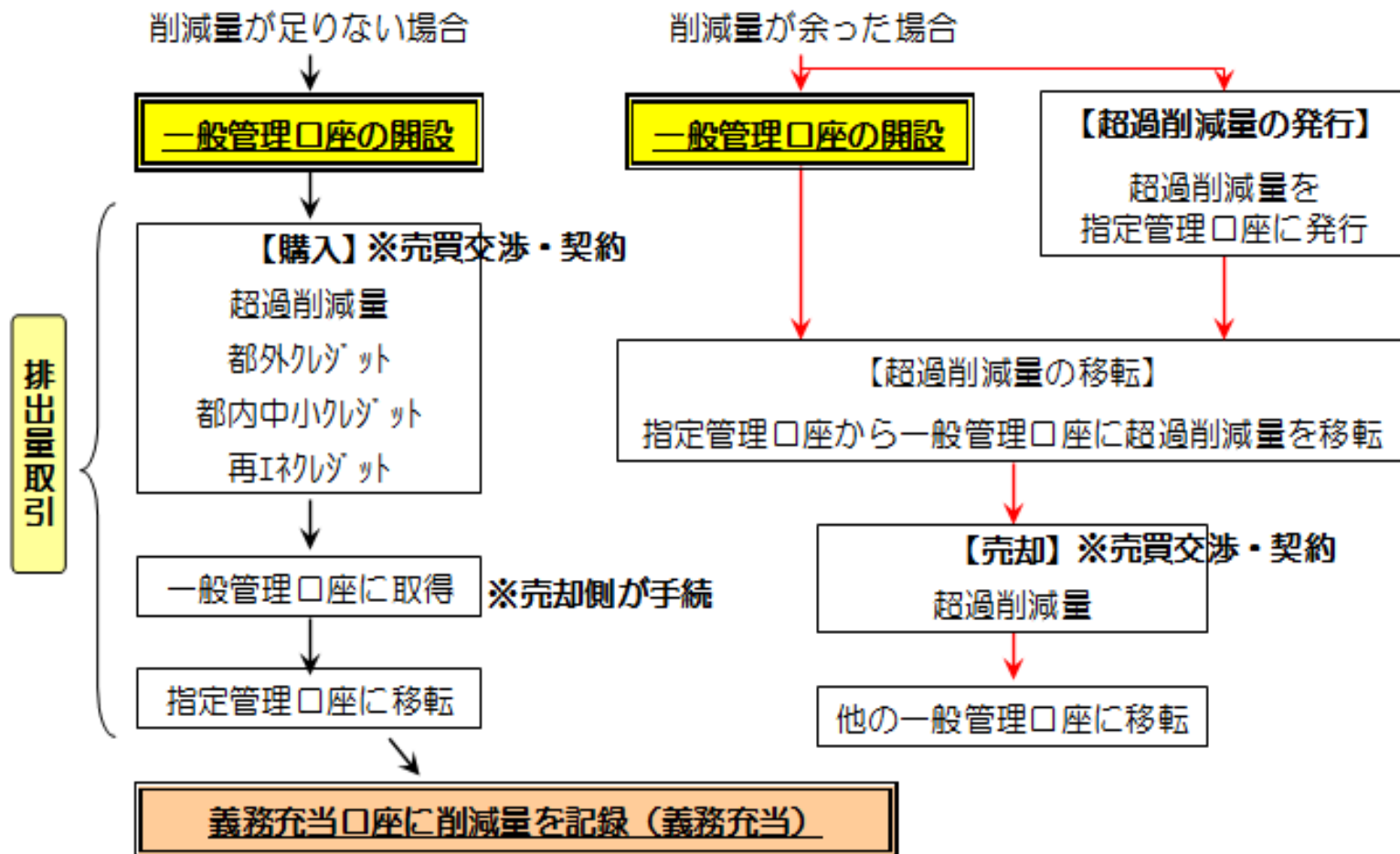
- 取引主体の一般管理口座間の超過削減量等の売買
- 取引の流れについては次頁に見取り図を記載

◆ 法律面で考慮すべき主な事項

→本講演では、制度概要の説明の後、下記順序にて留意点を説明

- 取引相手に関する事項(選定の際の注意点)
- 契約内容(契約書に記載すべき事項)
- クレジットの移転・決済(振替手続き、決済時の留意点)
- 法的トラブルの事例と対策

排出量取引制度の流れ



排出量取引と口座の種類

◆ 指定管理口座

- 義務履行に向けた状況を記録する口座（指定地球温暖化対策事業所ごとに一つ、必ず開設する）
- 排出量取引は本口座間で直接行われるものではない

◆ 一般管理口座

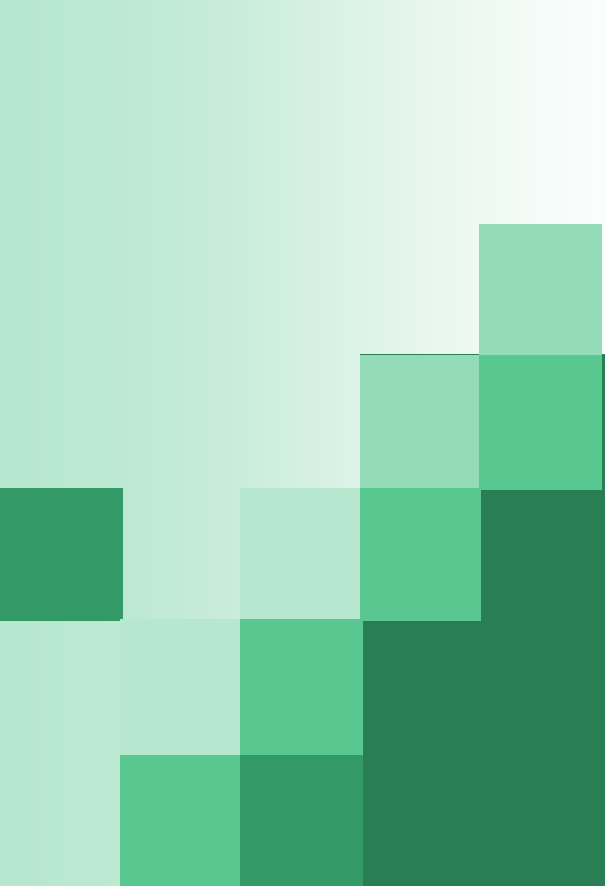
- 取引対象となるクレジット等の資産について、取引参加者ごとの所有状況を記録する口座（希望者が開設する）
- 削減量取引は一般管理口座間で行うことになるところ、本口座は必ず開設されているものではないため、取引相手において一般管理口座が開設されているかの確認が不可欠（後述）

◆ 知事の管理口座

- 制度運用のための口座であり、排出量取引とは原則として直接関係しない

一般管理口座の概要

- ◆ オフセットクレジット等を取得し、任意の一般管理口座へオフセットクレジット等に移転することができる口座
 - 条例第5条の19第2項第3号に規定
- ◆ 取引参加者の希望に基づき開設される
 - 排出量取引を行うためには開設が必須
 - 一方で、取引参加者の希望により開設されるため、総量削減義務の対象事業所の所有者等であっても、本口座を保有していない場合がありうる
 - 口座名義人からの申請に基づき、本口座に関する下記の事項について、東京都から証明書が発行される
 - 当該口座におけるオフセットクレジット等の保有量
 - 当該口座におけるオフセットクレジット等の移転履歴



第2章

取引相手に関する事項

～選定の際の留意点

取引相手を選定する際の注意点①

- ◆ 相手方が一般管理口座を保有しているか
- ◆ 売主が売買の対象となるクレジットを保有しているか
 - 東京都発行の削減量口座簿記録事項証明書により確認(条例第5条の23の2、規則第4条の21の20)
 - 一般管理口座において保有しているクレジットの種類ごとの数量・識別番号
 - 振替可能削減量の発行、取得、移転、義務充当又は充当記録について、次の事項
 - クレジットの種類並びに数量・識別番号
 - 当該発行、取得、移転、義務充当又は充当記録がされた日
 - 削減量口座簿記録事項証明書は売主でなければ取得できない(売主に取得してもらう):発行手数料は400円

取引相手を選定する際の注意点②

- ◆ 売主の指定管理口座から一般管理口座へクレジットを移転させた上でクレジットを取得する場合
 - 契約段階ではクレジットが取引可能な状態になっていない可能性
 - 指定管理口座から一般管理口座への移転が適式になされているかについても確認が必要
 - 口座管理者の設置の有無の確認が必要
 - 東京都環境局の下記サイトで確認可
<https://www9.kankyo.metro.tokyo.jp/koukai.html>



第3章 契約時の留意点

～契約書に記載すべき事項

契約書に記載すべき事項①

- ◆ 東京都作成の振替可能削減量売買契約書雛形を参照
http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large_scale/cap_and_trade/trade.html
- ◆ 通常の売買契約において一般的な条項
 - 売買契約の基本的要素: 意思表示、代金、代金支払期日等
 - その他の一般的な条項: 前提条件、表明保証、解除、損害賠償等
- ◆ クレジットの売買契約に特有の条項
 - 売主の振替申請義務、移転実行義務
 - クレジットの移転には、売主の行為として①振替申請、②移転実行のためのシステム操作が必要
 - 取引実行日(移転実行期日)
 - 振替申請後の東京都の標準処理期間は、申請書の受理日の翌開庁日から10開庁日以内とされているため、東京都による処理期間を考慮して設定する必要あり

契約書に記載すべき事項②

(前ページからの続き)

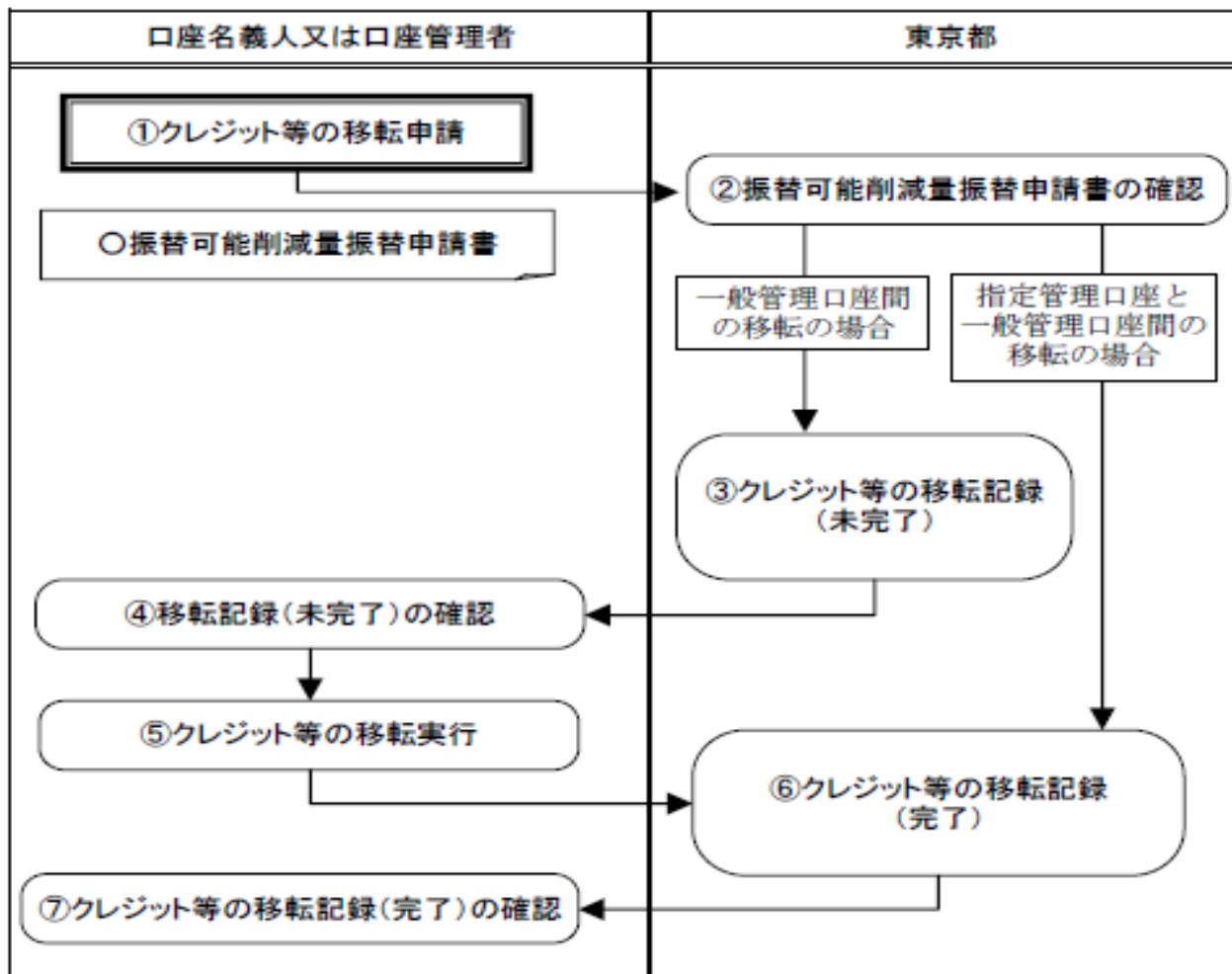
- 識別番号によるクレジットの特定
- 売主・買主の一般管理口座の番号
- 売主が引渡すべき前提書類: 売主の一般管理口座に係る削減量口座簿記録事項証明書
- 表明保証等として規定することが検討される事項
 - 売主が当該売買契約の対象となるクレジットを保有していること
 - 売主が東京都発行の削減量口座簿記録事項証明書を取得している場合、その取得後にクレジットが減少していないこと
 - 当該売買契約の対象となるクレジットにつき、知事により抹消されるおそれがないこと



第4章 クレジットの移転・決済

～振替手続き、決済時の留意点

クレジットの振替手続き



出典：東京都作成資料

どのような手続きが具体的に必要か？

- ◆ ステップ① 申請者による知事に対する振替申請
 - 申請者: 移転元の一般管理口座の口座名義人
 - 申請者が振替可能削減量振替申請書を添付書類を添えて東京都に提出(オンラインでは受け付けていない)
- ◆ ステップ② 東京都によるクレジットの移転記録(未完了)
 - 標準処理期間: 申請書の受理日の翌開庁日から10開庁日以内
 - 移転記録(未完了)がなされると、当該クレジットは「移転実行待ち」の状態になる
- ◆ ステップ③ 申請者によるクレジットの移転実行
 - 申請者が管理口座にアクセス、システム操作により処理状況の確認・移転実行
- ◆ ステップ④ 東京都によるクレジットの移転記録(完了)
 - かかる処理により移転元に当該クレジットの減少の記録がなされ、移転先に当該クレジットの増加の記録がなされる

決済に関する留意点及び対応策①

◆ 売主の提出書類

- 振替可能削減量は記録が移転することをもって権利が移転するものとされていることから、買主としては売買の対象となっているクレジットの記録が移転されることを確実に確保する必要がある

◆ 記録が移転されることを証明させるために売主に対して以下の書類を提出させることが考えられる

- 東京都発行の削減量口座簿記録事項証明書
- 振替可能削減量振替申請書(のドラフト)
- 売主による移転実行はシステム操作が必要であるため、書類によってシステム操作がなされることを事前に証明させることは困難

決済に関する留意点及び対応策②

◆ 同時履行の確保

- クレジットの移転記録(完了)と代金支払いを同時に行うのが理想的
- クレジットの移転記録(未完了)につき標準処理期間はあるが確定的な時期は不明
- クレジットの移転記録(未完了)がなされたかは売主にしか確認できない
- 移転の実行のためには売主によるシステム操作が必要

◆ 対応策

- 売買契約上、移転実行に必要な行為として売主がシステム操作を行う義務を規定
- 売主によるシステム操作に立ち会って取引を実行



第5章 排出量取引とトラブル

～トラブルを避けるために


排出量取引とトラブル①

- ◆ 新しい取引類型であるため慎重な対応が必要
 - 殊更に難しい取引ではなく、慎重な対応によりトラブルは避けることが可能
 - 典型的なトラブルについて事前に理解しておくことが有益
- ◆ 取引に関わる典型的な法的トラブルと対策
 - 契約が履行されない、締結した契約が有効に機能しない
 - 対策
 - 取引相手としての適切性を確認する → 第2章参照
 - 適切な条項を盛り込んだ契約書を作成する → 第3章参照
 - 振替及び決済が確実になされる仕組みを作る → 第4章参照
 - 契約書を作成する際には、不必要に過大なリスクを負担する内容となっていないか、予め専門家のチェックを受けることが望ましい

排出量取引とトラブル②

◆ 取引時期、量、価格をめぐるトラブル

- 排出量取引に関し、そもそも取引を行うか否か、仮に行うとして、いつ、どのくらいの量について、いくらで取引を行うかは、各事業者が完全に自由な判断で検討すべき事項
- 形成途上の市場であるため、判断を誤ると、必要な量の取引ができなかったり、一時的な高値で購入することを余儀なくされたり、一時的な安値で売却することを余儀なくされたりする可能性がある
- 対策
 - 取引条件に影響を与える可能性のある情報(制度の動向、需給バランス等)に関し定期的に把握に努める
 - 自社の削減実績及び削減見込みを的確に把握し、事前に組織として、排出量取引を行うべきかどうか、行う場合にはどのように行うかについて、一通りのシミュレーションを行っておく
 - 必要に応じ制度の実施主体である東京都や専門家等に相談することも有用



◆ ご静聴ありがとうございました

森・濱田松本法律事務所

弁護士 高宮雄介

03-6266-8744

yusuke.takamiya@mhmjapan.com

森・濱田松本法律事務所

MORI HAMADA & MATSUMOTO